

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、健康増進に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診②骨粗しょう症検診③肝炎ウイルス検診④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導⑥がん検診等に関する、各種検診の受診結果等の管理、受診券の発行・検診勧奨事務、保健指導・相談事務、健康増進事業の実施に関する情報の提供（健康増進法第19条の4） 番号利用法の別表に基づき、当市は健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 健康管理システム（住民健診） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)健康増進ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）（第2条の表（139の項）） 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）（第2条の表（139の項））

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課
②所属長の役職名	いきいき健康医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9] 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5ー②所属長の役職名	間下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「Ⅳリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	健康づくり推進課長	いきいき健康長寿課長	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり推進課	いきいき健康長寿課	事後	組織名称の変更
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②骨粗しょう症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥がん検診	加須市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診②骨粗しょう症検診③肝炎ウイルス検診④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導⑥がん検診等に関する、各種検診の受診結果等の管理、受診券の発行・検診勧奨事務、保健指導・相談事務、健康増進事業の実施に関する情報の提供（健康増進法第19条の4） 番号法の別表第二に基づいて、当市は健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	
令和4年1月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 健康管理システム（住民健診） 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム（住民健診） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	
令和4年1月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年1月21日	I 関連情報、5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令（以下「別表第二省令」）第50条（情報照会）の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2	事前	
令和5年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	健康医療部 いきいき健康長寿課	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	いきいき健康長寿課長	いきいき健康医療課長	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市役所 健康医療部いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 健康スポーツ部いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	加須市役所 健康医療部いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 健康スポーツ部いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	事後	組織改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月13日				事後	令和6年4月1日修正分の委員会への提出漏れ
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項及び主務省令第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・別表第二省令第50条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(139の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(139の項))	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施